

# 平成 22 年第 1 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 22 年 2 月 12 日第 1 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の出席議員（ 21 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	3 番	市 川 雄 次
4 番	池 田 好 隆	5 番	宮 崎 信 一
6 番	佐 藤 文 昭	7 番	佐々木 正 明
8 番	小 川 正 文	9 番	伊 藤 知
10 番	加 藤 照 美	11 番	佐々木 弘 志
12 番	村 上 次 郎	13 番	菊 地 衛
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ 2 名）

2 番	佐々木 正 勝	22 番	佐々木 正 己
-----	---------	------	---------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤文一 局長補佐 佐藤正之  
庶務係長 佐々木孝人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	渡辺徹	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	齋藤隆一
健康福祉部長	木内利雄	産業部長	伊藤賢二
建設部長	佐々木秀明	教育次長	佐々木義明
ガス水道局長	阿部誠一	消防長	中津博行
会計管理者	大場久	総務部総務課長	森鉄也
企画情報課長	齋藤均	財政課長	佐藤家一
税務課長	齋藤利秀	生活環境課長	石垣茂
農林水産課長	金子勇一郎	観光課長	武藤一男
建設課長	佐々木正憲	都市整備課長	佐藤正

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成22年2月12日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- 第4 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

---

午前10時00分 開議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成22年第1回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、3 番市川雄次議員、4 番池田好隆議員を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

**【議会運営委員長（7 番佐々木正明君）登壇】**

●議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。

2 月 5 日午前 9 時半より、ホテルエクセルキクスイの会議室において議会運営委員会を開催いたしました。本日 12 日の臨時会の会期を本日 1 日間と決定しておりますので、よろしく申し上げます。

●議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日間と決定することに御異議ございませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 1 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

●市長（横山忠長君） おはようございます。きょうは臨時会に御参集をいただきまして、本当にありがとうございます。

初めに、市営住宅の火災についてを報告いたします。

去る 2 月 7 日、日曜日でございますが、午前 5 時 10 分ごろ、金浦地区にある市営住宅高森 8 号棟から出火。木造 2 建て 3 世帯分、1 棟 201 平方メートルを全焼し、午前 7 時 31 分に鎮火をいたしました。火災に遭われました入居者の皆さんには心からお見舞いを申し上げます。

また、同住宅に入居しております皆さんを初め市民の皆さんに御心配をおかけしたことをお詫びを申し上げたいと思います。

今回の火災になった 8 号棟は、平成 5 年 3 月に完成した集合住宅で、3 世帯 4 人が入居をしておられました。火元の佐藤ヨシさんはひとり暮らしで、左ほほを打撲などで軽傷を負いまして、由利組合総合病院へ搬送され、残る 2 世帯のうち 1 世帯の入居者は逃げ出し、もう 1 世帯は不在でありました。火災に遭われました方々は、本人の希望により、由利本荘市の市営住宅と金浦の実家に移り住んでおります。また、病院に搬送されました佐藤さんは、9 日に退院し、由利本荘市にあります養護老人ホーム寿荘に短期入所をしております。

火災の原因については、現在、まだ不明でございますが、警察と消防で調査中でございますが、火災現場の後片付けについては、今週中にすべて完了する予定となっております。

それでは、今臨時会に提案しております議案の要旨について御説明をいたします。

議案第 1 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4 億 3,893 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167 億 5,410 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容としては、国の平成 21 年度第二次補正予算に盛り込まれた地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、生活道路施設整備事業を初めとする 18 の事業を実施する予算として 2 億円を計上したものであります。

また、このたび平成 17 年度に東京国税局が行った TDK 株式会社に対する追徴課税について、国税不服審判所より多額の処分取消が行われたことに伴い発生する法人市民税還付金 2 億 1,814 万 5,000 円を計上するものでございます。

なお、財源については、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の国庫支出金 1 億 7,331 万 7,000 円及び財政調整基金から 2 億 6,561 万 8,000 円を繰り入れするものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただきまして、可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。初めに、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 補正予算第 8 号の総務部関係について御説明いたします。

7 ページをお開きください。歳入の 14 款 2 項 6 目地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、国から示されておりますにかほ市への交付限度額 1 億 7,331 万 7,000 円を計上しております。

今回の交付金は、地方公共団体がきめ細やかなインフラ整備を実施することとし、地域の活性化を図ることが目的とされております。にかほ市では、この趣旨を踏まえ、地元企業への受注機会の増加につながる事業に交付金を活用し、景気対策と雇用の拡大等により地域活性化に取り組むものでございます。

実施予定事業につきましては、さきに配付しております資料で御確認いただいたと思いますが、特に地区要望の多い生活道路施設等整備工事に 5,000 万円、道路排水路整備工事に 4,300 万円、その他の事業を合わせまして合計 2 億円の事業費を計上しております。

なお、全額、3 月補正予算において繰越明許費の措置を講ずることとしております。

18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源として 2 億 6,561 万 8,000 円を繰り入れするものであります。これにより予算上の基金残高は約 6 億 4,200 万円となります。

8 ページをお開きください。歳出の 2 款 1 項 1 目一般管理費のコミュニティバス待合室整備工事は、仁賀保中学校前と院内小学校前の 2 ヶ所に設置するものでございます。2 目の財産管理費金浦庁舎屋上タンク取りかえ等工事は、受水槽の腐食による漏水が発見されたことにより、その改修を行うものでございます。

次に、2 款 2 項 1 目税務総務費の 23 節償還金利子及び割引料 2 億 1,814 万 5,000 円について御説明いたします。

平成 17 年 7 月に東京国税局の指摘により、国税の移転価格税制に基づく修正申告に伴い、平成 11 年度と平成 12 年度のそれぞれの事業分として、本税約 2 億 6,130 万円と延滞金約 1,560 万円が

納付されております。修正申告後、TDK株式会社が東京国税局に対して更正の決定が行われ、本市においても同年8月には本税と延滞金、還付加算金を合わせまして約4,250万円を還付しております。その後、TDK株式会社においては、その内容の認められなかった部分について正当性を訴えてきており、2月1日に国税不服審判所が一部その処分の取り消しを行い、それに伴う更正の請求による還付金であります。

内訳は、本税分1億7,136万6,000円と延滞金1,007万9,000円、これらに伴う還付加算金3,670万円であります。

なお、詳細については、さきに配付しております資料のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 市民部関係の部分について御説明いたします。

8ページをお開きください。下段になります。2款7項2目交通安全対策費と3目防犯街灯等対策費に工事請負費としてそれぞれ200万円があります。いずれも地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として実施するものでございます。

交通安全関係では、カーブミラーの新設、修繕など24件、防犯街灯関係では街灯の新設、修繕など27件を予定しております。

9ページを御覧ください。上段のほうになります。4款1項6目環境衛生費に工事請負費として斎場整備工事費1,200万円があります。供用開始から18年が経過している青松苑の内外装の修繕、耐火物の交換、電気設備の改修などを行うものでございます。この事業も地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として実施するものでございます。

同じく9ページ、中段になります。4款2項3目最終処分場管理費に不良土処理業務委託料として1,360万円の増額補正をお願いしております。

過日の議会全員協議会で御説明申し上げましたとおり、埋設されている不良土の数量に誤りがございました。過去の書類や記録の十分な確認、精査を怠った私どもの不注意、不手際によるものでございますが、不良土の処理をこのまま途中でやめることもできないことから、2度目となる補正予算をお願いするものでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 健康福祉部関係の補正予算について補足説明いたします。

9ページをお開きください。歳出であります。4款1項5目保健センター管理費15節工事請負費1,710万円は、スマイル浴室の壁補修と換気扇などに係る改修工事費190万円と象潟保健センターの古くなった空調設備、ガスエアコンの室外機3台及び室内機11台の更新を行うもので、改修工事費は1,520万円を見てございます。13節の委託料90万円につきましては、これらの工事に係る設計管理委託料を見込んだものでございます。いずれも地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として実施するもので、全体事業費は13節、15節の合計1,800万円でございます。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 産業部関係について補足説明をさせていただきます。

予算書9ページをお開きください。6款3項2目水産振興費の19節負担金補助及び交付金の漁業用石油タンク建設経費特別事業補助金の69万円は、秋田県漁業協同組合南部地区平沢支所の給油施設について、その建設費の一部を補助するものであります。この事業は、漁業者の高齢化による減船や操業時における省エネ対策等により、A重油の供給量が減少したため、既設のA重油50キロリットル野外タンクを撤去し、新たにA重油20キロリットル野外タンクを新設し、施設規模の適正化や効率化を実施することにより燃油事業コストの削減が図られ、漁業者への安定供給を図ることを目的に、漁業用石油タンク建設経費等助成特別事業を活用するもので、事業費は399万円で、このうち全漁連助成金は190万円で、残りの209万円の約3分の1を補助するものであります。

その下の7款1項2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金の商工会共通商品券補助金300万円は、消費が落ち込んでいる現在、市内の消費拡大に向けた追加の支援策であります。年度末の進学、就職等の準備も含め、広く活用していただくための商工会への補助金であります。

次に、10ページをお開きください。7款2項2目観光施設費の15節工事請負費では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金対象事業であります。観光看板整備工事として200万円を計上しております。これは獅子ヶ鼻湿原、仁賀保高原への誘導看板が不足していることから、要所要所に設置し観光客への誘導看板とするものであります。設置は国道7号から10ヵ所ほどを予定しております。

その下の7款3項2目の公園管理費の15節工事請負費であります。地域活性化・きめ細かな臨時交付金対象事業で、中島台レクリエーションの森遊歩道整備工事であります。中島台レクリエーションの森遊歩道の工事では300万円を計上しております。工事概要は木道工が延長にして250メートル、土留め工として20メートル、階段工を40段と計画してあります。

同じく、その下の公園施設整備工事1,100万円は、フェライト子ども科学館に隣接しておりますふわふわドームの修繕工事であります。工費は外幕、内幕、底幕の改修で、累積にして約56平方メートルであります。あわせて、緑中央公園の鉄棒の設置工事も含まれております。産業部関係は以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） それでは、建設部に係る補足説明をいたします。

10ページ及び11ページの8款関係の中で、最初に3目の道路橋梁新設改良費の13節委託料から22節補償補填及び賠償金についてなのですが、補助事業として実施しております山の田前川線の改良工事の用地買収と移転補償関係等すべて完了する計画でございましたけれども、土地所有者の相続関係、あるいは権利関係の手續に時間がどうしても必要ということで、年度内の登記完了までは難しいと判断しまして、今回、用地買収済み区域から工事実施をするため、工事請負費及び委託料に予算を組み替え、補正をお願いするものでございます。

また、その他の2目道路橋梁維持費から住宅管理費までの補正につきましては、同じように地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業ということの補正でございます。

簡単に内容を説明いたします。最初に道路橋梁維持費のほうにつきましては、これも内訳の説明のとおり、共和橋関係の補修工事、それと5,000万円は、総務部長の話にあったとおり、生活道路施設等の整備工事ということで、主にこの地区要望関係のものを整備したいというような予算に

なっております。

続いて、4 目の排水路維持改良費、これも同じように各要望のあった地区の側溝、あるいは排水路の改良工事を実施するというものでございます。

続いて 11 ページ、次の河川維持改良費ですけれども、これも昭和川を含めた 3 つの河川なのですから、河川の護岸の整備ということで整備を予定しております。

続いて、都市計画総務費ですけれども、これは金浦地区の児童公園のフェンス等の修繕等を予定しているものでございます。

最後、住宅管理費ですけれども、外壁の塗装の工事、あるいは避難バシゴの改修工事を実施するというような計画のものになっておるものでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 11 ページ・12 ページ、教育費の補正予算でありますけれども、これはいずれも臨時交付金を充て、工事を実施するものでありまして、そのための設計委託費、工事費を計上しております。その内容については一覧表のとおりでありまして、特に説明することはありません。

●議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第 1 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算(第 8 号)についての質疑を行います。質疑に当たっては、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

それぞれ通告がありましたので、順次質疑を許します。12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 3 点あります。一つ目は説明受けましたけれども、ほぼわかりました。一体こういうその —— 異議申し立て等があれば、どのぐらいの期間までさかのぼれるものかというのちょっと疑問に思ったわけです。今回の資料では平成 11 年、12 年というふうになって、かなり前の内容になっています。そういうもの、もしわかるとすればそれが一つと、それからこの TD K の事業所はにかほだけでないわけで、そうすると他の市や町等にこういう事業所、あるいは工場等があれば、当然同じような還付請求があるというふうになると思うので、そういうことももし内容がわかったら、それからもう一つは「過誤納付金」という言葉ですが、これちょっと見ますと、いかにも市側が間違っていたから還付しなきゃいけないというふうな印象を与えるのですが、こういう言葉づかいしかできないのかどうか、ちょっと質問にそぐわないかもしれませんが、その点についてちょっと —— 一般的に見て不自然な感じしますので、そういうことについても聞きます。

それから 2 件目の不良土処理の件ですが、かつて町時代に現地を見た時に、かなりコールタールの量が多くて、今の技術であればそこから油を取り出したりして再利用できる部分があるのでないかというふうに単純に思ったわけです。ですから、これ単なる廃棄物として処分しないで、そういう —— 利用できる部分についてなかったか、あるいは検討されたことがあるのかどうかということについてもお尋ねします。

3 件目、観光道路 —— 自動車関連というふうに —— というのは、国道からは自動車の案内と

ということになると思うんですが、この看板、本件に直接関係ないのですが、いつも気になっていることですので看板についてお尋ねします。というのは、象潟の国道7号線沿いにある松島町との夫婦町という大きな看板ありますけれども、かつて委員会ではこの看板については不自然でないかと。にかほ市と松島町の——行政的にはそういう夫婦町の関係にあるけれども、場所が北という関係でいけば、にかほ市の象潟町と松島町との夫婦町だというふうになるので、にかほ市は小さい表記で象潟町ということが入らなければ不自然なんでないかというふうにも思っているのですが、今回の本件と直接関係ないわけですが、検討されたことがあるのかどうか、あるいは今後、このことについて方針があるかどうか、その点についてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 3点ありますけれども、まず第1点目ですけれども、TDKへの還付金の御質問、期間の御質問でございます。これについては国税局のほうからTDKが修正申告について処分が決まった段階で——2ヵ月以内にその異議申し立てができることになっております。それを受けて、またその決定がなされるわけですが、それに対してまだ不服がある場合は、また1ヵ月以内に、今度は国税不服審判所のほうに審査請求を行うということで、これまでその中で審議された結果が今回の前回、処分が——TDKの言い分が認められるということでの決定でございます。

それから第2点目ですけれども、質問のとおり各TDKの会社がある、あるいは事業所等がある全国の各地において、その従業員数割に応じて法人市民税が納付されておりますので、それぞれ各所在地のある市においても、このような手続がとられるということになります。

それから3点目でございますけれども、文言の表現ですけれども、これはあくまでもその予算書作成するための専門用語といいますか、決められた文言になっておる関係上、こういう記載にしたということですので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 不良土関係について、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 不良土処理業務委託料についての御質問にお答えいたします。

不良土の処理方法につきましては、再利用、リサイクルの処理も含めまして分解処理、固化処理、焼却処理などの処理方法について検討を行ってまいりました。処理コストや処理期間などを総合的に検討した結果といたしまして、当初の処理計画といたしましては不良土を有効に活用することができて、また、循環型のリサイクル処理にもなるということでセメント工場での除粘剤として活用する処理方法を採用することになったのでございますが、12月定例議会で御説明申し上げましたように、油の含有量が見込みより多かったことから、当初計画していた除粘剤としての活用はできないことになったところでございます。

処理業務を委託しております業者の研究機関で再度、再利用やリサイクルも含めた処理方法について検討してもらったところでございますが、油分の再利用や油分の分離、リサイクルにつきましては、コストなどを勘案すれば大変難しいということでもございましたので、次善の方法として焼却処理を選択したものでございます。焼却処理の方法では、焼却によって発生した熱を何らかの形で利用できるだけ、再利用、リサイクルという部分については残念ながら非常に小さいものとなって



おります。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、看板関係についての答弁を産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 観光看板の整備につきましては、観光客の入り込みが近年、特に由利本荘市方面からの観光客も入れ込んでいるところから、現在の両前寺の高規格道路の終点からの案内板が不足しているということで、今回は仁賀保高原を經由して獅子ヶ鼻湿原等への誘導看板ということであります。

それから、松島町との夫婦町の看板につきましては、現在この事業には含まれておりませんが、現在整備中であります金浦のインターチェンジ、それから象潟インターチェンジ等の整備状況を勘案しながら検討しなければいけないというふうには考えておりますが、先ほどの御質問にありましたように、不自然な表示の点につきましては、検討して、よりわかりやすい看板にするよう、一度検討させていただきたいと考えます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 最初に、全体的に全員協議会、それからきょうの説明でもあったわけですが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金対象事業の2億円について、自治会からや町内会からの要望に対応した事業内容と新年度予算で対応する事業、それぞれについて自治会、町内会からは要望が出されておりますので、その内容に応じたもの、それから今回の予算、それから新年度予算で対応する事業はどういうものがあるのか、それから、対応できない要望についてどういう内容になっているのか、その振り分けについて伺いたいと思います。

二つ目は、コミュニティバスの待合室整備工事費285万円になっています。このあの——単純に計算をしますと、2つ合わせて9坪ですから坪単価36万円ぐらいになります。この建物の整備内容というか、装備ですか、どういうものになってこの建設費になるのか伺いたいと思います。

三つ目は、不良土の処理業務については、今、同僚議員も質問されましたけれども、これは2回目のいわゆる補正なわけです。全員協議会でも説明ありましたけれども、この不良土の処理については難しいということは私も十分わかりますけれども、これ以上ですね、あのこの例えばまだ残っていると、あるいはそこまで突きとめていないとか、そういうものが出てこないのかということでの心配はないのか伺います。

それから四つ目は、商工会の共通商品券の補助金300万円についてです。今年度の場合は、かなりのいわゆる商品券の発行がされていますし、先日ですか、売り出しの際にも、もう何時間で売り切れというふうにしてなっている状態を見聞きしております。今年度発行された共通商品券の例えば電気屋さんとか、あるいは食堂、飲食店関係とか、あるいは衣料品関係とか、印刷業関係とか、そういう使用状況について把握をし、分析をされているのかどうか。それから、その——手数料が2%ということになっています。業者からその2%の手数料について意見が寄せられていないのかどうか、市として把握しているのかどうか。

それから、観光看板の整備工事費200万円についてです。よく聞かれるのは、中島台、いわゆるレクリエーションの森というのは見えるけれども、鳥海山の獅子ヶ鼻と、獅子ヶ鼻と銘を打ったような看板は見えないという声が私も何回か聞いております。そういう意味からいくと、今のこの予

算でつくられることについてはいいわけですが、どういう形でですねその設置をする場所等について、それからもう一つは、獅子ヶ鼻湿原については、群落については、国の天然記念物です。文化財の案内の立て看板と、例えば例として蛸満寺境内の天然記念物、象潟の説明板、これも観光課がやっております。この観光課の業務になっている理由と今回の誘導板案内整備に当たっての基本的にどういうふうにしてつくっていくか、誘導板はこういうふうにして、案内板はこういうふうにして、そういう基本的な考え方というのがちょっと見当り——見当たりって、これ私の考え方になりますが、そういうふうなものをどういうふうにして考えているのかですね伺いたいと思います。

公営住宅の関係です。これは前も質問したことあるんですけども、こういう声があります。立石住宅の市営住宅は、障がい者にとっては非常に住みにくい住宅だと。トイレの問題、手すりの問題、あるいは風呂の問題、そういうことに対して、こういう——せっかくですね、地域活性化・きめ細かな臨時交付金対象事業というふうにして銘を打っている国からの交付金事業ですから、そういうことは検討されているのかどうか伺います。

それから、小学校の管理費の1,800万円について。小出小学校のトイレ洋式化を計画されているようですが、市内の小中学校のトイレの設備状況、これ前にも新聞にも出ているわけですが、いわゆる今の家庭は新しくつくるトイレなんかはほとんど洋式化されていると。したがって和式のトイレに子供たちが行きたがらないとか、あるいは特に年少の低学年の子供たちは、我慢我慢して家に帰るまで行かないとか、そういう——何ていうか問題が指摘をされているようですが、市内の小中学校のトイレの洋式化について、どのようにして考えているのか伺います。

●議長（竹内睦夫君） 初めに、臨時交付金事業についての答弁を総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） そうすれば、臨時交付金の各町内会からの要望のあった内容について御説明いたします。

先ほども申し上げましたけれども、生活道路施設等整備に5,000万円、道路排水路整備に4,300万円、河川護岸整備に700万円、橋梁修繕に500万円、カーブミラー整備に200万円、防犯灯整備に200万円、合わせまして1億900万円の事業費を新年度予算から前倒しをして予算措置したものでございます。したがって、新年度予算においては市単独事業として今現在計画しているものはございません。

今回の交付金を活用することにより、平成22年度に予定しております各町内会等からの要望については、ほぼ対応できるものと考えております。ただし、事業主体が国や県となるもの、あるいは事業規模が相当に大きく、国庫補助等の支援を受けて対応せざるを得ないものもがございます。このようなものについては、引き続き国や県へ要望を行ってまいります。

次に、コミュニティバス待合室整備工事の内容でございます。院内小学校前3坪、仁賀保中学校前6坪程度の木造平屋建てで計画しております。

施設の内容については、両施設とも内部及び外部からの見通しが確保できるよう開口部を多く設け、利用者の待ち時間の利便性を考え、ベンチ等を設置することと計画しているところでございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 不良土処理について、答弁、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 不良土処理業務委託料についての御質問にお答えをいたします。

不良土の数量の誤りにつきましては、議案説明でも申し上げましたとおり私どもが十分な確認、精査を怠ったことによるものでございます。過日の議会全員協議会でも御説明申し上げましたように、調査をいたしましたところ、旧仁賀保町の事務関係書類の中に施工業者から提出された施工実績の報告がございまして、その中に埋め立てた不良土は1,060立方メートルとの記録がございました。また、現場におきまして既に処理が完了した数量と残っている土量の計測値から見ましても、不良土の数量は1,060立方メートルに間違いのないものと思われまます。今後処理すべき数量に誤差や変動が出てくる可能性としては、比重とごみの比率が変わってくる場合が考えられますが、比重の1.6とごみの比率15%という数値は今までの処理実績によるものでございますので、残っている不良土の比重、比率につきましても、ほとんど同じものと思われまます。したがいまして、今後処理すべき数量につきましても変動が出てくる心配はないものと思っております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、共通商品券についての答弁を産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 初めに、共通商品券についての御質問にお答えします。

平成21年度における商工会が実施する共通商品券事業への補助額は、商品券事業のプレミアム部分に対する助成として、前年度から繰り越された1,200万円と本年度当初予算措置分300万円を合わせた1,500万円になりますが、これにより商品券の発売額は1億5,000万円となります。つまりはプレミアム分を除いた分であります。

商品券の発売状況であります。発売はこれまで4月、6月、7月、10月の4回に分けて行われております。それぞれの販売額は、4月には6,457万円、6月には4,081万円、7月には2,463万円、10月には1,999万円で完売されております。

業種別の使用状況の分析につきましては、商工会で分析している中でお伝えしたいと思います。小売業では1億1,195万7,000円で67.8%、サービス業では3,591万6,000円で21.7%、建設業では1,679万2,000円で割合は10.2%であります。製造業では43万3,000円で0.3%となっております。このことから、身近な生活関連とともに明確な目的を持った使用をされていると分析されており、商品券が市民にとって有効に活用されていると考えております。

次に、手数料2%についてであります。これは金融機関に対する振込手数料が1%、それからポスター、チラシ等に係る事務費が1%となっているもので、事業者が加盟する時に商工会がその内容を十分説明しており、特に意見等については寄せられていないということであります。

次に、看板についてであります。今回の観光看板整備工事の内容については、繰り返しになりますが由利本荘市方面から来られた観光客に対し、具体的な案内看板等が不足しておることから、仁賀保高原等を通してながら鳥海山、獅子ヶ鼻湿原、群落等への案内として設置するものでありまして、観光振興の観点からしても観光課の業務として担当するものであると考えております。

誘導板、案内板整備に当たっての基本的な考え方です。本市には鳥海山国定公園を中心とした自然豊かで景観に富んだ名勝や歴史的遺産があり、全国各地から多くの観光客が訪れておりま

す。鳥海山、獅子ヶ鼻湿原や天然記念物、象潟などの文化財は重要な観光資源でもあります。観光スポットへの誘導板、案内板は、観光客への利便性を高めるとともに、感動やいやしを与える一助にもなり得るものであります。また、新しい商品の開発に伴い、新たなルートの設置に伴い、さらなる設置も必要になると考えられます。今後も観光協会やエージェン特からの要望を受けて、観光周遊ルートの案内看板等の整備が必要な場合は、状況を踏まえ随時整備を検討しなければならないと考えております。今回の予算の中では、先ほど御説明しましたが10カ所ほどを予定しておりますが、すべてが新しいものではなく、現在設置しております既存の誘導板の表示を、よりわかりやすくするものもあって、いわゆるその——湿原等への、よりわかりやすい看板を設置しようというものであります。また、県においても山形県境や鳥海山、環鳥海など広域的な観光スポットへの看板整備を行っておりますので、今後も十分な連携を図りながら整備してまいりたいと考えております。

●議長（竹内睦夫君） 次に、公営住宅整備についての答弁を建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） それでは、公営住宅整備の関連についてお答えいたします。

最初に階段の手すりの設置、あるいは風呂、トイレの改修等を検討したのかという御質問ですが、階段の手すりの設置につきましては平成22年度に施工したいというふうに考えております。風呂、あるいはトイレの改修についても当然検討はしたのですが、現状の住宅のスペースの関係で、お年寄り、あるいは体の不自由な方が利用しやすいように改修をするということは、本当に構造的な問題もあり大変難しいというふうに考えております。今後、大規模な改修工事を進めるのか、あるいは建てかえ工事をするのかは大きな課題と考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、小出小学校のトイレについての答弁を教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 市内には11校の小中学校があります。トイレですけれども、洋式化されているのは、改築や大規模改造で行った象潟中学校、仁賀保中学校、金浦小学校、上郷小学校が洋式化されております。院内、上浜小学校は2分の1が洋式化になっております。金浦中学校は、男女各1カ所が洋式化されております。和式のみ学校は平沢小学校、小出小学校、象潟小学校でありまして、小出、象潟小学校は、多目的トイレが1カ所、洋式化されております。今回の工事については、要望があり洋式化をするものでありますけれども、今後も要望があった学校から順次洋式化を進めていかなければならないものと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 一つ目はですね、鳥海山の関係、いわゆる観光看板の関係です。観光看板についての考え方ということで、何ていうか観光ってすべてに集約をされて、確かに訪れる人に対して親切な誘導と、それからそのものの意味をきちんと教える——教えるというか伝えるということなわけですが、その例えば、につかわしくないような内容のものも見受けられるわけです。したがって、そういうことについてすべてが観光課ではなくて——というふうにして、なりませんかということなんです。やはりそういう天然記念物とか、あるいは文化財とか、そういうものについての誘導看板のあり方、それから案内板のあり方、そういうことについて基本的な考え方ということで伺いましたので、それについてもう少し詳しく伺いたいと思います。

それから、二つ目の公営住宅の関係です。これは率直に言って、入っている人方からいっばいやはり声があるわけですよ。体の不自由な人、あるいはお年寄りにはとっても向いていない——これ私の考え方じゃなくてですね、そういうことに対して検討をして、できるだけやはりこたえていくようなそういう——いずれ立石住宅の場合は、これは建てかえだけでなくで改造、改良についても検討されているわけですね。公営住宅のあり方について。したがって、そういうような検討をする——もっと深く検討をしてですね、いわゆる構造上についてもいろいろあるようですけれども、検討されないのかどうか伺いたと思います。

それからトイレの洋式化です。要望あり次第と、要望ないところって、子供たちにずっと私も何人か聞いてみました。そうすると、やはり洋式のほうがいいと。さっき象潟小学校の場合は多目的というような形になっていますけれども、それは1階、2階、3階に1ヵ所ぐらいつつということで、そうじゃなくてですね、教育委員会として、きちんとやはりそういう洋式化というかそういうものを検討していく時期はどうなんですかと。要望じゃなくてですね、それについて伺います。

●議長（竹内睦夫君） 傍聴人の方、着席してください。傍聴人。

再質問に対して、観光看板についての答弁を産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） につかわしくない看板があるということであれば、教えていただければ、観光看板なのか、あるいはそれ以外の看板なのかは私どもで検討しながら、正しい表示をしなければいけないとすれば、それは訂正してまいりたいと思います。

案内板や説明板等の発注につきましては、すべてが観光課で設置しているものではありません。観光課以外の設備については、観光振興の観点からも、あるいは文化財等の重要な観光資源から、このようなことから観光課で整備することは、事業の進行や財政的な効率、あるいは観光客への利便性を高める上からも必要と考えております。

なお、観光課以外の、観光課の担当以外の整備が必要な場合は、担当課と連携しながら効率よく整備できるように今後も協議して、正しい、ふさわしいような設置の仕方をしてまいりたいと考えております。

●議長（竹内睦夫君） 公営住宅についての答弁を建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） その風呂とかトイレ等の改修については、竹内議員のとおり本当に入居者の皆さんから前からお声はいただいております。そういうことで不便をおかけしておりますけれども、以前、旧町の時から——具体的に立石団地という名前が挙がりましたがけれども、当然その立石団地につきましては、将来、大規模改修でもやろうというストック活用の事業では置いたのですけれども、今御存じのとおり市というか3町合併になっての市全体でのマスタープランも作成しております。それで住宅のストック活用というほうで立てかえ、あるいは改修というものを検討することになりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 学校管理費についての答弁を教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 竹内議員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、学校施設、校舎、あるいは屋外施設等についても、かなり維持費がかかってきております。ということで、計画的にその洋式化ということを進めるべきかとは思いますが、ほかにも維持修繕に係る懸案事

項がかなりのボリュームでありますので、それらも含めて、兼ね合わせまして計画的に行っていくべきとは思っております。

●議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 何点かお伺いいたします。

最初に、歳入の関係ですが、14款、今回のこの1億7,300万円の地域活性化・きめ細かな臨時交付金ですか、これの——この何ていいますか金額の目安といいますか、補助金の基準みたいなものは、どういうふうなこう計算で1億7,300万円という数字が出てきたのかなというふうな素朴な疑問がありますので、これを第1点お伺いします。

それから、使い道について地域活性化、あるいは雇用、そういった説明がありましたけれども、使途について何か制約的なものがあるのかどうか、使い道ですね、それをお伺いします。

それから、この臨時交付金、これは平成22年度、これはどうなるのかと、この点についてもお伺いいたします。

それから、歳出の関係でございます。

8ページ、——これ、バスの待合室の関係ですが、設計管理の委託料として15万円あります。この程度の設計委託は、これ市としてできないものだろうかというふうな感じがします。さらに将来にわたってこういった箱ものといえますか、新しい建築だけでなく維持修繕、あるいは耐震の関係とかいろいろ出てくるわけですが、外注するにしても、その設計委託の内容の審査といえますか、そういうものは当然市として必要になってくると思われましても、将来にわたってもこういったこの設計担当職員といえますか、こういうふうなものを養成、あるいは配置をする、こういうふうな考え方はないのかどうか、これをお伺いいたします。

それから、TDKの関係、ちょっと同僚議員からも質問あったようでしたが、答弁がなかったのかなというふうに思っています。私も素朴な疑問として、この国税当局の税務調査、こういったものに期限というのはないのかなということなんです。今回は平成11年、平成12年、これについての国税当局の税務調査がなされたわけですが、この辺について例えば期限みたいなものがあるのかどうか、もしわかりましたら教えていただきたいなということでございます。

それから、10ページの工事請負の関係ですが、道路関係が5,000万円、排水路に4,300万円、これ地区要望うんぬんのお話がありました。これちょっと総務部長にこれは確認したいと思いますが、新年度分の先取り。身近な地域要望については、ほぼ対応できたのではないかというふうな答弁だったと思いますが、その点確認いたしたいと思えます。

それから、工期については3月に繰越明許というふうなお話がありましたので、これは理解いたしました。

それから、教育費の関係でございます。10款に小学校の関係の工事請負費1,710万円措置されてございます。この辺のこの緊急性といえますか、当然緊急性があるから予算措置だと思うのですが、現在まで、ちょっと改修しなかったと、この辺の理由はどの辺にあるのかなと、予算上のことなのかなと、この点をもうちょっとお伺いいたしたいと思えます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 初めに、臨時交付金の算定方法についてお答えします。

交付限度額の算定基準としては、2分の1を地方交付税の地方再生対策費の算定方法を採用しております。二つ目として、同じく人口を基礎とした包括算定経費算定方式を2分の1としております。以上によって算定された額が限度額として示されたものでございます。

次に、交付金の使途の制約についてでございますけれども、先ほどお話しましたとおり、きめ細やかなインフラ整備にという目的となっておりますので、具体的にはソフト事業や基金造成事業等には充てられないということとなっております。あくまでもインフラ整備ということでございます。

平成22年度以降については、現在のところ一切情報等がございませんので、現時点ではわかりません。

それから、TDKの還付金に関連した関係で更正等に対する期限ということございましたけれども、先ほどもお話したとおり、国税局から修正申告を求められた場合において、それに不服があった場合において2ヵ月以内に異議申し立てを行います。その結果、なおかつまだ不服がある場合、今度は国税不服審判所のほうに1ヵ月以内に申し入れることになっております。それを受けまして、これまで審査されて今回その決定がなされたということでございます。

次に、建築工事における設計できる人材の育成という観点からの御質問でございますけれども、建築工事の設計については土木工事とは異なり、細部にわたっての詳細な設計基準、設計単価が国・県から示されてございません。したがって、例えば使用する資材についても数多くあるわけですが、刊行物等によれないものがございます。そういうことから、それぞれの資材について見積りを取って単価決定をすることになります。また、さまざまなこれまでの経験が設計する段階で必要になってくる要素もございます。また、市で発注する今回のような小規模な建築件数は年間数件でございます。このことから、設計については業者委託とし、設計業者と綿密な打ち合わせを行い、安全性、コスト面を十分検討し発注するほうが効率的と考えております。そのため職員には、設計業者と協議を行う上での知識を養うほうが重要と考えております。例えば、他の建築物と比較しての総体的な事業費、目的に合ったデザインや機能性、工事期間の設定、見積書による単価決定の妥当性など、当然設計審査に当たってこの点を判断できる知識は養うべきと考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 8款関係の今回の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の内容というか、これが地域要望なのかということなのですが、これは最初、総務部長がお話したとおり、ほとんど各自治会などからの要望のあった工事で、平成22年度要望も含めた形で前倒しで今回補正というか対応するものでございまして、中には県に対する要望とかもありますけれども、あるいは用地買収を伴うもの、あるいは事業費がちょっと大きいという関係のもの等については当然除いて、できるものから先にやりましょうということで今回対応というか補正したものでございます。工期は説明したとおり繰り越しということで、工期については十分確保できるというふうに考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次、答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 学校施設の維持修繕については、緊急性のあるもの、あるいは仕様形態が変わったもので早急に講じなければならないもの、さまざまな要因が考えられまして、それに応じてかは市も維持修繕に努めてまいりました。今回予算計上したものは、平成22年度に要望したものを今回の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業にはめて実施しようとするものでありまして、先ほど申しましたように通常の維持管理の執行の一つとして考えていただければ幸いかと思います。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） しつこいようですけれども、TDKの関係、ちょっとお聞きしたいのですが、ちょっと質問と答弁がちょっと食い違ったような感じがするのですが、これはあくまでも国税当局の考え方なのでわからないのかもしれませんが、国税当局のこの税務調査、これはどの辺までさかのぼることができるのかなど、その素朴な疑問が生じたものですから、今回は平成11年度、12年度と、こういうことになったので、もしその辺わかりましたら、そのさかのぼる期限みたいなものを教えてほしいなということです。

それからもう一点、設計の関係、部長から説明あったので大体わかりましたが、業者委託する件数、これ非常な件数が出てきます。大きいものは当然業者委託しなければならないと思いますけれども、やはりそれなりに、あくまでも発注するのは市側ですから、その内容の精査といいますかチェック、これはきちっとしなければならないのでないかなど、こういうふうに考えます。これ小さいものも大きいものもそうだと思いますけれども。今後養成するというふうなお話もありましたけれども、私はこれはやはり養成する——どこまで養成するかという問題ありますけれども、養成する必要は大いにあるのではないかなというふうな感じがします。学校を含めると箱ものも相当な件数あるわけですから、この辺の、例えば新年度あたりに、どんな養成の形になるのか今ちょっと考えているようなことがありましたら、部長の頭の中で結構ですからひとつお知らせいただければなと思いますけれども。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 国税当局が法人等に修正申告を求めるのはいつまでの期限かという御質問のようでございますので、その考え方については、一般的には国税、地方税とも5年ということになってございます。今回の場合は、今ちょっと計算してみますと5年は過ぎているようでございますけれども、ただしさまざまなケースによっては7年まで求めることができるという記載されております。その辺の細かいところまでは承知しておりませんが、そのように承知しております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次、答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 建築関係の職員の養成ということなのですから、うちのほうであまり建築について、箱ものについては、あまりタッチというか——ただ下水道だけについては若干、ポンプ場の関係とかの上ものつきはあるのですけれども、そちらは事業団サイドのほうですべて委託という形でやっております特別問題ないのですけれども、やはり建築等につきましては、



県で実施したりする研修会ですか、なるべくそちらのほうに出席させて、そういうものを身につけるということかと思えます。でき得れば一級建築士、あるいは二級建築士というような職員もいればそれでいいと思うんですけども、いずれそういう養成講習については、なるべく出席するように対応したいと考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑ないようでございますので、これで議案第1号の質疑を終わります。

これから議案第1号平成21年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第1号の討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第1号平成21年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)については原案のとおり可決されました。

日程第4、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これにて本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成22年第1回にかほ市議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時17分 閉 会